

答 申 第 9 号

平成22年12月27日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年9月9日付け青教育第1059号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

生徒の自殺に関する緊急アンケート調査の実施経緯が分かる文書等についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 2 の 1 (1)に係る文書を不開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、当審査会に平成22年 7 月13日付け青教育第693号で提出した回答書の添付書類のうち、「資料 1」との見出しが付された文書及び「資料 2」との見出しが付された文書について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第 1 項又は第 2 項の決定を行うべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年 7 月 7 日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、次の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) ○○の自殺（以下「本件事故」という。）に関して県立○○高等学校が実施したアンケート（以下「本件アンケート調査」という。）について、当該アンケート調査を行うこととした経緯の分かる一切の文書（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 本件アンケート調査について、「保護者の了解のもとに、生徒に公にしないとの条件」で行ったものということが分かるもの（以下「本件対象文書 2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件対象文書 1 については、「緊急アンケート調査を行うこととした経緯に関して、文書として保有していないため」、本件対象文書 2 については、「緊急にアンケート調査を実施するに当たり、口頭で P T A 役員を通して保護者の了解を得て実施したので、文書として保有していないため」との理由から、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年 7 月15日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年8月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求について「開示する」との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 一般論として、このようなアンケート調査の実施に至る経緯について検討してみると、アンケート調査を行うこととした意思決定の経過とともに、その経過を通じて当該アンケートはどのような目的で行うか、したがって、どのような内容で実施するのか等々について検討されて行われたであろうことは、容易に推認されることである。そうでなければ、このような大規模なアンケート調査を行う意味がなくなる。しかも、本件アンケート調査の対象となったのは、在校生のいじめがあったとされることによる自殺に関わっているもの、教育現場における人の生命に関わっている調査である。

このような本件アンケート調査を行うこととした経緯について、「文書として保有していない」という説明は、いかにも不誠実であり、保有情報の意図的な隠蔽とも疑われるものであり、本件処分は、実施機関による職権の濫用以外の何ものでもない。

イ また、事故報告書（平成〇年〇月〇日付け〇〇親第〇号青森県教育委員会教育長あて。以下「本件事故報告書」という。）には、〇〇が自殺したことがあって、臨時の全校集会が開かれ、校長から「事件の報告」がなされたこと、保護者にもPTA役員に「報告し」、加えて文書での「お願い」もしたこと、生徒に対しては「学校で何ができるか検討したこと」などが記載されている。この記載内容に

よると、起こった事実について、職員に周知した上で、職員間で対応について、短時間であったとしても、様々な点について検討したことは明らかにうかがえる。このように、その後の対応について検討された中で、その一つとして本件アンケート調査を行うこととしたことは容易に推量されることであって、このような経緯について記録がないとするのは、極めて不自然であり、理由に欠ける。

ウ また、仮に、「口頭にてPTA役員を通して保護者の了解を得て実施した」アンケート調査であったとしても、当該アンケート調査について、保護者の了解を得た上で、生徒には公にしないという条件を付して行ったものとするれば、保護者への配布文書はなかったとしても、本件アンケート調査の実施に当たっては、生徒にいたずらな動揺が起こらないようにするなど、細心の注意を払う必要があり、極めて正確な説明等を行う必要があったのであって、なぜ「公にしない」との条件が付されたかなど理由が明らかにされなければならず、その説明を行うためのメモ等は存在したであろうことも容易に推量されることである。したがって、この点についても、実施機関による不開示理由は合理性を欠くものであって、情報の隠蔽が疑われるものである。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 本件対象文書1について

(ア) 実施機関は、不開示理由について、理由説明書において「〇〇君の保護者から強い要望もあり、緊急を要していたので校長が判断して実施した」のであり、したがって「時間的制約から」「話し合った」だけで作成したことから文書を保有していないと説明する。しかし、そうであるとすれば、事後には実施し、回収したアンケート用紙だけが存在し、どのような経緯で、何のために行ったアンケートであったのか、客観的に検証することができないことになる。文書の作成と配布が緊急性をもって行われたとしても、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和36年12月青森県教育委員会訓令甲第12号。以下「文書取扱規程」という。）第1条の3においては、「文書は、正確かつ迅速に取扱い、常に処理経過を明らかにし、事務が円滑かつ適正に行われるようにしなければならない。」とし、第1条の4においては、第1項で「本庁の課長、出先機関の長及び教育機関の長は、常に職員をして文書の作成並びに取扱いに習熟させ、かつ、随時文書の処理状況を調査し、事務処理の促進に努めなければならない。」、第2項で「グループマネージャー、出先機関の課長及び教育機関の課長若しくは室長又は事務長は、それぞれ上司の指揮を受けて、常に文書の処理状況を明らかにし、事務処理の推進に努めなければならない。」としているのであるから、本件対象文書1が事前には調製されていなかったとしても、少なくとも事後においては、事務処理状況を明らかにする文書が作成されていなければなら

ないはずである。

もし仮に、実施機関が説明するように、当該文書が存在しないとすれば、文書取扱規程の趣旨に反した事実として、事務処理上の対応についての釈明がなければならないはずである。

- (イ) しかし、第4の1(2)において、「本件アンケート調査の実施に当たっては、その目的や協力してほしい旨を、校長がPTA役員に口頭で説明した」としているが、生徒の人命に関わる事案についてのアンケート調査であったことや、極めてセンシティブな情報の収集に係るアンケート調査であったことを考慮すれば、何をどのように説明すべきか、落ち度のないように事前に説明内容について検討され、整理もされていたことは容易に推量されるのであって、したがって、「経緯に関する文書を保有していない」とする実施機関の説明には理由がないというべきである。

イ 本件対象文書2について

「本件アンケート調査の実施に当たっては、その目的や協力してほしい旨を、校長がPTA役員に口頭で説明した」としているが、上記アにおいて検討したとおり、「メモ等も存在せず、文書として保有していない」とする実施機関の説明には、理由がないと言わざるを得ないものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件対象文書1について

本件アンケート調査は、〇〇君の保護者からの強い要望もあり、緊急を要していたので、校長が判断して実施することとした。アンケートの目的、内容、形式等についても、時間的な制約から校長、教頭、学年主任ら数名で話し合ったもので、最終的なアンケートの書式は残されているものの、経緯に関する文書を保有していないことから、不開示としている。

(2) 本件対象文書2について

本件アンケート調査の実施に当たっては、その目的や協力してほしい旨を、校長

がPTA役員に口頭で説明したため、メモ等も存在せず、文書として保有していないことから不開示としている。

2 反論書に対する意見

(1) 第3の2(2)のア(ア)について

文書取扱規程第1条の3により、文書の取扱いの原則について規定されているが、個々の文書について、具体的にどのように取り扱い、それぞれの事務が円滑かつ適正に行われるようにするかは、各所属長が状況によって判断しているものと考えられる。

(2) 第3の2(2)のア(イ)について

本件アンケート調査については、緊急を要していたので、校長が判断して実施することとし、内容や形式等についても、時間的な制約から校長を中心に数名で話し合ったもので、経緯に関する文書及びメモ等は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書1の存否について

(1) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書において、本件対象文書1を保有していないとした理由について、「本件アンケート調査は、生徒の保護者からの強い要望もあり、緊急を要していたので校長が判断して実施することとした。アンケートの目的、内容、形

式等についても、時間的な制約から校長、教頭、学年主任ら数名で話し合ったもので、最終的なアンケートの書式は残されているものの、経緯に関する文書及びメモ等は存在しない。」と述べている。

(2) 本件アンケート調査の概要について

ア 当審査会が実施機関から本件アンケート調査に用いられたアンケート用紙の提示を受け、その内容を見分したところによると、本件アンケート調査は、次の設問に対して回答を求める無記名式のアンケートであると認められる。

- (ア) 高校入学後に、他人をいじめた経験、自分がいじめられた経験及び他人がいじめられていたのを見聞した経験の有無並びにそれぞれのいじめの態様について、選択肢により回答させるもの
- (イ) 本件事故に関して見聞したことや思ったこと、その他学校に取り組んでほしいことなどについて自由に記述させるもの

イ 当審査会が実施機関に対し、本件アンケート調査の実施経緯、目的等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 本件アンケート調査の実施経緯について

自殺した生徒の遺族から口頭で強く要望されたこともあり、校長が実態を把握することが必要であると判断したため実施した。また、県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）では、保護者の要望に誠実に対応するように学校に助言している。

(イ) 本件アンケート調査の目的について

生徒の状況を把握するとともに、自殺の再発防止に役立てることが主な目的であったが、遺族の心情に誠心誠意尽くしたいとの思いも強かった。

(ウ) アンケート調査の実施手続について定めた規定の有無について

学校におけるアンケート調査は、一般に「授業アンケート」、「学校評価アンケート」など、よりよい教育課程の編成や安全で安心できる学校づくりに役立てることを目的に、各学校の判断により実施することが多い。実施方法などについて定めた規定はない。

(3) 本件対象文書1の作成の有無について

ア 本件対象文書1の作成の必要性について

- (ア) 上記(2)の実施機関の説明によると、本件アンケート調査は、遺族からの要望があったこと、本件事故の実態を把握する必要があると学校が判断したことにより、実施されたものと認められる。そして、同調査は、いじめの経験の有

無や本件事故に関して見聞したことなど、生徒のプライバシーに関する事項について回答させるものであり、また、PTA役員から事前に了承を得た上で、全校生徒を対象として実施されていることからすると、内部における日常業務の連絡や打合せのような軽微な事務であるとは言えないものである。

このことからすると、県立〇〇高等学校では、本件アンケート調査の実施に係る意思決定に当たって、文書により起案し、当該起案文書には、実施方法のほか、実施に至る経緯として、遺族から要望があった事実などが記載されるものと考えられる。

- (イ) また、本件アンケート調査に係る意思決定に当たり、文書により起案することが困難であったとしても、同調査が軽微な事務ではない以上、なぜそのような意思決定がなされたのかを明らかにするため、事後において、その実施に至る経緯等の記載を含む文書を作成することが想定される。

イ そこで、実施機関に対し、本件アンケート調査の実施経緯に係る記録を作成しなかった理由等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

- (ア) 本件アンケート調査の実施経緯に係る記録を作成しなかった理由について
 - a 他校での事例など、参考になるものを集めて検討した上で、校長が自らアンケートの原案を作成し、軽微な修正で実施したため、作成していない。緊急事態発生時の混乱の中で、スピーディーに本件アンケート調査を行う必要があった。
 - b 過去のアンケート実施例等は参考にしたが、それらの参考資料や打合せの記録はない。職員会議や学年会議以外の打合せについては、記録されていないことの方が一般的である。
- (イ) 遺族からの要望を記録した文書の有無について
本件アンケート調査の実施は、遺族から口頭で強く要望されたもので、その内容を記録した文書はない。
- (ウ) 本件アンケート調査に係る報告書等の作成の有無について
 - a 報告書等は作成していない。本件アンケート調査の集計結果を職員集会、職員会議及び全校集会において口頭で報告した。
 - b 回収したアンケート用紙をもとに、選択肢部分の回答について集計した。自由記述部分については、記載内容の事実関係の確認に用いた。

ウ 上記実施機関の説明によれば、県立〇〇高等学校では、本件事故の実態を把握するため、早急に本件アンケート調査を実施する必要があったとのことであるから、実施前の段階で、文書により起案することは、時間的に困難な状況にあったものと推認される。

一方で、実施後の状況についてみると、県立〇〇高等学校において、実施経緯

等の記載を含む文書を作成できないような特別の事情があったとは認められず、同校が、当該文書を作成することは可能であったと考えられる。

エ そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、本件アンケート調査の実施に至る経緯等が記載された文書の存在は認められなかった。

オ 以上からすると、県立〇〇高等学校が本件対象文書1を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

(4) 教育庁が作成し、又は取得した文書について

ア 教育庁が作成し、又は取得した文書の有無について

(ア) 本件開示請求は、その対象を、本件アンケート調査を実施した、県立〇〇高等学校が保有する行政文書に限定していないため、教育庁の各課等が保有する行政文書についても対象となるかどうかの検討が必要となるものである。

(イ) 当審査会が実施機関に対し、教育庁が作成し、又は取得した、本件事故に関する一切の文書の提示を求め、それらの文書の内容を見分したところ、本件開示請求後の平成21年11月に学校教育課が作成し、文部科学省に提出した報告資料（以下「国報告資料」という。）の中に、県立〇〇高等学校が保有する本件事故に関する文書には記載されていない詳細な内容が含まれていることが認められた。

そこで、実施機関に対し、国報告資料の作成の基礎となった文書の提示を改めて求めたところ、実施機関から、本件アンケート調査の実施経緯に関する記載を一部含む、「資料1」との見出しが付された文書（以下「資料1」という。）及び「資料2」との見出しが付された文書（以下「資料2」という。）の提示があった。

(ウ) しかし、実施機関は、後述するように、これらの文書は、いずれも本件開示請求時点において、学校教育課の職員が個人的に保有していたもので、組織共用性が認められないため、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当せず、本件開示請求の対象とはならないとしている。

このため、資料1及び資料2の行政文書該当性について、以下検討する。

イ 資料1の行政文書該当性について

(ア) 資料1の記載内容について

県立〇〇高等学校の校長ら学校関係者及び同校に派遣された県立学校課（平成〇年度当時。平成20年度の組織改正により学校教育課に改組。以下同じ。）の職員からの報告内容や同校に対する県立学校課からの指示事項などが、報告

又は指示のあった日時ごとに記載されている。

- (イ) 当審査会が実施機関に対し、資料1の作成者、作成目的、保管状況等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。
- a 作成者について
学校教育課の生徒指導担当職員（平成〇年度当時は、県立学校課に所属。以下「担当職員」という。）
 - b 作成目的について
業務担当者として、本件事故に関する連絡窓口を任されており、連絡窓口として日々の状況について、派遣された職員から口頭で報告を受け、それを備忘録的なメモとしてまとめた。
 - c 保管状況について
担当職員の手元にあった。本件開示請求後、国報告資料を作成した際に組織内で認知された。
 - d 廃棄の判断について
担当職員の判断で廃棄することはあり得ると考えられる。
- (ウ) 条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」との行政文書の定義に該当するかどうかは、職員個人が保有しているかどうかにより形式的に判断するのではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものかどうかによって判断すべきものと解される。
- (エ) 上記(イ)の実施機関の説明によると、担当職員は、県立〇〇高等学校に派遣された職員から、本件事故発生後の同校の対応等について情報を入手する役割を担っていたのであるから、担当職員のもとに集められたそれらの情報を基に記録が作成されることは、組織内において認知されていたと考えられる。また、資料1には、担当職員が県立〇〇高等学校に派遣された職員等から直接聞き取りした情報のほかに、課内の別の職員が聞き取りした情報も含まれており、資料1は、学校教育課が組織として収集した情報を集約したものと言えることからすると、必要があれば、同文書を組織内で利用することも十分に想定されていたものと認められる。事実、資料1は、本件開示請求後ではあるが、学校教育課が国報告資料を作成した際の基礎資料として利用されている。
- (オ) 実施機関は、担当職員の判断により、資料1を廃棄することはあり得ると説明しているが、実際の保管状況を見ると、資料1は、本件開示請求時点において、作成から約〇年半が経過していたにもかかわらず、廃棄されることはなかったものである。また、本件事故に関し、教育庁が作成し、又は取得した文書の中には、資料1と同等の内容が記載されたものはほかに存在せず、この点からも、資料1は、職員個人の判断で自由に廃棄することができるような、個

人的な検討段階にとどまるメモであるとは認められない。

- (カ) このような資料1の作成、利用等の状況からすると、資料1は、担当職員の個人メモにとどまるようなものではなく、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存され、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあったと認めることができる。
- (キ) よって、資料1は、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当し、本件対象文書1として特定されるべきものと認められる。

ウ 資料2の行政文書該当性について

- (ア) 資料2の記載内容について

自殺した生徒の状況、学校の対応、遺族の状況などをまとめた時系列表のほか、警察及び関係生徒からの確認状況の概要等が記載されている。

- (イ) 当審査会が実施機関に対し、資料2の作成者、取得経緯及び保管状況について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

- a 作成者について

県立〇〇高等学校の当時の教頭

- b 資料2を教育庁が取得した経緯について

県立学校課の当時の課長が時系列の記録を作成するよう学校に助言し、結果的に、資料2が、当時の教頭から平成〇年〇月ごろに担当職員にメールで送付された。

- c 県立〇〇高等学校における保管状況について

教頭以外の学校職員には配付されていない。教頭が本件事故報告書を作成する際に参考としたが、その後、必要がないものとして平成〇年度末に廃棄された。

- d 教育庁における保管状況について

担当職員の手元にあった。本件開示請求後、国報告資料を作成した際に組織内で認知された。

- (ウ) 上記実施機関の説明によると、資料2は、教育庁の助言を契機として当時の教頭が作成し、その後、担当職員に送付されているとのことであるが、これは、教育庁の業務の必要により送付されたもので、担当職員が個人的に取得したのではなく、教育庁が組織として取得した文書であると解される。

また、資料2は、資料1と同様、廃棄されることなく保管され、本件開示請求後には、国報告資料の基礎資料として利用されている。

- (エ) このような資料2の作成、利用等の状況からすると、資料2は、担当職員の個人メモにとどまるようなものではなく、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存され、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあったものと認めることができる。

(4) よって、資料2は、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当し、本件対象文書1として特定されるべきものと認められる。

(5) 以上から、実施機関は、本件対象文書1として、資料1及び資料2を保有しているものと認められる。

3 本件対象文書2の存否について

(1) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書において、本件対象文書2を保有していないとした理由について、「アンケート調査の実施に当たっては、その目的や協力してほしい旨を、校長がPTA役員に口頭で説明したためメモ等も存在せず、文書として保有していない」と述べている。

(2) 本件アンケート調査の実施方法等について

当審査会が実施機関に対し、本件アンケート調査の実施方法等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

ア 本件アンケート調査の実施方法について

(ア) 帰りのホームルームの時間に、全校生徒を対象にクラス単位で実施した。公にしないとの条件は、その際、各クラスの担任から口頭で生徒に伝えられた。

(イ) 生徒へ説明する際の手持ち資料となる文書は作成されなかった。

イ 保護者の了解について

(ア) 本件アンケート調査を実施することについては、実施当日の昼ごろ、PTA会長や役員に校長が電話で伝えた。緊急性があったため、PTA役員の了解をもって保護者からの了解を得たと解した。

(イ) 電話での説明内容は記録していない。PTA役員へ説明する際の手持ち資料は作成していない。

(ウ) 県立〇〇高等学校は、保護者の代表であるPTA役員の上承を得て本件アンケート調査を実施したため、その後、改めて全ての保護者に対して文書で報告する必要性を認識しなかった。

(3) 本件対象文書2の作成の有無について

ア アンケート調査の事務手続として、回答を外部に漏らさないことなどを相手方に説明する場合、文書ではなく口頭により伝えることは十分に想定されることであるから、本件アンケート調査を実施するに当たり、公にしないとの条件を、文書ではなく口頭で伝えたとする実施機関の説明に不自然な点があるとまでは言えない。また、本件アンケート調査を早急に実施する必要があったことからすると、P T A役員への説明をもって保護者の了解を得たと認識したとして、保護者全員からの了解は得ていなかったとする説明についても、不自然な点があるとまでは言えない。

このことからすれば、公にしない条件を付して本件アンケート調査を実施することについて、生徒及び保護者に伝えるために作成された文書は存在しないものと考えられる。

イ 次に、本件アンケート調査において、公にしないとする条件を付したことやP T A役員から了解を得たことについて、県立〇〇高等学校が記録を作成していたかどうか検討すると、前述のとおり、同校では、本件アンケート調査の実施に当たり、その記録を作成しているとは認められず、そのような記録を作成していないにもかかわらず、公にしないとする条件やP T A役員から了解を得たことについての記録のみ別に作成しているとは考えにくい。

ウ これらのことを踏まえると、本件対象文書2について、「メモ等も存在せず、文書として保有していない」との実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。

(4) 以上から、実施機関は、本件対象文書2を保有していないものと認められる。

なお、本件対象文書1に該当する資料1及び資料2には、公にしないとする条件を付したことやP T A役員から了解を得たことについての記載は認められないため、本件対象文書2に該当しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書1として、資料1及び資料2を保有し、本件対象文書2については保有していないものと認められるので、第1のとおり判断する。

5 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとおり付言する。

前述のとおり、資料1及び資料2は、その作成、利用等の状況から、担当職員の個人メモにとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた文書であると認められる。

組織としての共用文書の実質を備えた文書が、職員の手元にあること等を理由に、個人メモであるとして開示請求の対象から除外され、また、職員の個々の判断により廃棄されてしまうことになれば、結果として開示請求権の行使を妨げることになり、開示請求権を認めた条例の趣旨を失わせてしまう。

実施機関においては、条例の円滑な運用が図られるよう、適正に文書管理を行うことを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 9 月 9 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年10月 7 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年10月14日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。 ・異議申立人からの資料を受理した。
平成21年11月20日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年12月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年12月25日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 1 月22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成22年 2 月17日 (第 1 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 3 月 9 日	・県立〇〇高等学校において、実地調査を実施した。
平成22年 3 月19日 (第 2 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 4 月16日 (第 3 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。

平成22年5月21日 (第4回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年6月18日 (第5回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年7月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年7月16日 (第6回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年8月18日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年8月27日 (第7回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年9月14日	・県立〇〇高等学校において、事務局職員による現地確認を実施した。
平成22年9月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年9月17日 (第8回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年10月15日 (第9回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年11月12日 (第10回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年12月17日 (第11回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成22年12月27日現在)